

あきた

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町 3 番 50 号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第35号）…………… 2
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（第36号）…………… 2
- 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第37号）…………… 2
- 秋田市児童館条例の一部を改正する条例（第38号）…………… 2

規 則

- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第15号）…………… 2
- 保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第16号）…………… 3
- 秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（第17号）…………… 3
- 秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第18号）…………… 3
- 秋田市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第19号）…………… 4
- 秋田市土地区画整理審議会委員選挙執行規則等の一部を改正する規則（第20号）…………… 4

公 平 委 規 則

- 秋田市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則および秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則（第1号）…………… 5
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第2号）…………… 5

告 示

- 令和 3 年 5 月 11 日 招集の秋田市議会臨時会に付議する事件の追加について（第163号）…………… 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第164号）…………… 6
- 道路の区域変更および供用開始について（第165号）…………… 6
- 令和 3 年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第166号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第167号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第168号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第169号）…………… 7
- 令和 3 年 5 月 秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について（第170号）…………… 7
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第171号）…………… 8

- 出納員および現金取扱員の委任等について（第172号）…………… 8
- 平成30年度、令和元年度および令和 2 年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第173号）…………… 8
- 令和 3 年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第174号）…………… 8
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第175号）…………… 9
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第176号）…………… 9
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第177号）…………… 9
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第178号）…………… 9
- 特定計量器定期検査手数料の徴収事務の委託について（第179号）…………… 9
- 秋田市議会定例会の招集について（第180号）…………… 10
- 交付要求通知書の公示送達について（第181号）…………… 10
- 令和 3 年の特定計量器定期検査の実施について（第182号）…………… 10

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第 9 号）…………… 10

農 委 告 示

- 秋田市農業委員会総会の招集について（第 5 号）…………… 10

監 査 委 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第 1 号）…………… 10

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第 8 号）…………… 11
- 下水道使用料督促状の公示送達について（第 9 号）…………… 11

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について…………… 11
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について…………… 12
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について…………… 12
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 12
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について…………… 13

選 管 公 告

○令和2年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について
.....13

上 下 水 道 局 公 告

○受益者負担金の賦課対象区域について.....15

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年5月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）
の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和2年12月」を「令和3年12月」に改める。

附則第6項中「令和3年4月30日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例附則第6項の規定は、同日以後に支給する特別職の職員の給料月額について適用する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年5月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和2年12月」を「令和3年12月」に改める。

附則第5項中「令和3年4月30日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例附則第5項の規定は、同日以後に支給する教育長の給料月額について適用する。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年5月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務委員会の項中「企画財政部」の次に「、デジ

タル化推進本部」を加える。

第30条第1項および第2項中「又は押印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。

3 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年5月14日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市広面児童館の項中「秋田市広面字蟹沢29番地」を「秋田市広面字近藤堰越13番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「が連署押印する」を「の氏名を記載する」に、「を記載し、引継者および引受者が押印しなければ」を「ならびに引継者および引受者の氏名を記載しなければ」に改める。

第45条第2項中「科目更正書に」を削り、「の公金振替済印」を「から公金振替済通知書」に改める。

第76条の2に次の1号を加える。

(3) 指定代理納付者に納付させる歳入に係る取扱手数料 当該指定代理納付者が納付する当該歳入に係る収入金

第77条第1項中「注記するとともに、当該納入通知書又は払込書に係る領収済通知書に領収印を徴さなければ」を「注記しなければ」に改める。

第86条第2項中「振替命令書に」を削り、「の公金振替済印」を「から公金振替済通知書」に改める。

第98条第2項中「科目更正書に」を削り、「の公金振替済印」を「から公金振替済通知書」に改める。

第172条中「科目更正書又は振替命令書」を「公金振替書」に、「公金振替済印を押印し、会計管理者へ返付しなければ」を「公金振替済通知書を会計管理者に送付しなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成9年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第6項第2号中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に改め、同項第8号中「第17条第4項」を「第17条第8項」に、「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に改め、同項第11号中「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改め、同項第17号中「次号」を「以下この項」に、「第1条の5」を「第2条の3」に改め、同項第18号中「第1条の6」を「第2条の4」に改め、同項第20号から第22号までの規定中「第5項」を「第6項」に改め、同項第33号中「第2条」を「第2条の13」に改め、同号を同項第34号とし、同項中第32号を第33号とし、第28号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の1号を加える。

(28) 法第72条の2の2に定める薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者もしくは製造業者、店舗販売業者又は医療機器の販売業者もしくは貸与業者に対する法令遵守体制の改善に係る措置命令に関する事項

別表第12項第6号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項第7号中「第53条第2項」を「第56条第2項」に改め、同項第12号中「第61条第1項」を「第67条第1項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号中「第56条」を「第61条」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号中「第55条第1項」を「第60条第1項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第9号中「第54条」を「第59条」に改め、同号を同項第13号とし、同項第8号中「昭和23年厚生省令第23号」の次に「。次号において「省令」という。」を加え、「許可営業所」を「届出書ならびに許可営業所又は届出営業所」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 省令第71条の2に定める許可営業所又は届出営業所の廃業の届出に関する事項

(12) 法第58条に定める食品等の回収の届出に関する事項（と畜場および食鳥処理場に係るものを除く。）

別表第12項第7号の次に次の2号を加える。

(8) 法第57条第1項に定める営業の届出に関する事項

(9) 法第57条第2項において準用する法第56条第2項に定める届出営業所の地位の承継の届出に関する事項

別表第28項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法第10条の2に定める食品の回収の届出に関する事項

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、別表第6項の改正規定は、同年8月1日から施行する。

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

秋田市食品衛生法施行細則（平成9年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条第1項の表第2号中「食品衛生管理者設置（変更）届」を「食品衛生管理者選任（変更）届」に改め、同表第3号中「省令第67条第1項および第2項」を「法第55条第1項および法第57条第1項」に、「営業許可（継続許可）申請書」を「営業許可申請書・営業届（新規、継続）」に改め、同表第4号中「第53条第2項」を「第56条第2項（法第57条第2項において準用する場合を含む。）」に、「相続・合併・分割による許可営業所地位承継届」を「地位承継届」に改め、同表第6号および第7号を次のように改める。

(6)	省令第71条	営業許可申請書・営業届（変更）
(7)	省令第71条の2	営業許可申請書・営業届（廃業）

第5条第1項の表中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同号の前に次のように加える。

(5)	法第58条第1項	自主回収届（着手／変更／終了）
-----	----------	-----------------

第5条第2項中「前項の表第3号および第5号」を「前項の表第6号」に、「又は秋田県小規模水道条例（昭和35年秋田県条例第10号）の規定による水道」を「第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道および同条第7項に規定する簡易専用水道」に改め、「以外の」の次に「飲用に適する」を加え、「最近1年以内の国もしくは地方公共団体の衛生試験機関又は」を削り、「規定する」の次に「地方公共団体の機関又は」を加え、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

様式第1号中「第52条」を「第55条」に、「営業所の」を「施設の」に、「営業所所在地」を「施設の所在地」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式により使用されている証票は、改正後の様式によるものとみなす。

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第3号中「第54条」を「第59条」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第58条に定める食品等の回収の届出に関する事項

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

秋田市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成9年秋田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第7条第3項」を「第7条第4項」に、「第28条第3項」を「第28条第4項」に改める。

様式第1号中「氏名 印」を「氏名」に、「第7条第3項ただし書（第28条第3項ただし書）を「第7条第4項ただし書（第28条第4項ただし書）に改める。

様式第2号中「第7条第3項ただし書（第28条第3項ただし書）を「第7条第4項ただし書（第28条第4項ただし書）に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定（「氏名 印」を「氏名」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

秋田市土地区画整理審議会委員選挙執行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市土地区画整理審議会委員選挙執行規則等の一部を改正する規則

（秋田市土地区画整理審議会委員選挙執行規則の一部改正）

第1条 秋田市土地区画整理審議会委員選挙執行規則（昭和33年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2号様式から第5号様式までの規定中「印」を削る。

第9号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

（秋田市建築関係公開意見聴取規則および秋田市宅地開発に関する規則の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「署名押印した」を「署名した」に改める。

(1) 秋田市建築関係公開意見聴取規則（昭和40年秋田市規則第24号）第8条第2項

(2) 秋田市宅地開発に関する規則（平成14年秋田市規則第34号）第19条第3項

（秋田市平和公園条例施行規則等の一部改正）

第3条 次に掲げる規則の規定中「および印鑑証明書」を削る。

(1) 秋田市平和公園条例施行規則（昭和41年秋田市規則第16号）第11条

(2) 秋田市南西墓地条例施行規則（平成11年秋田市規則第50号）第8条

(3) 秋田市河辺墓地条例施行規則（平成16年秋田市規則第50号）第8条

(4) 秋田市北部墓地条例施行規則（平成23年秋田市規則第28号）

第11条

（秋田市都市計画審議会運営規則の一部改正）

第4条 秋田市都市計画審議会運営規則（昭和57年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

（秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年秋田市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第10条中「認印するとともに、」を削る。

別記様式第1から別記様式第4までの規定中「秋田市長 印」を「秋田市長」に改める。

（秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第6条 秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成8年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項および第3項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第19条第2項中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改める。

様式第2号、様式第4号および様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「氏名 印」を「氏名」に改める。

様式第6号中「（あて先）主宰者 職名 氏名」を「（宛先）主

宰者 職名 氏名」に、「氏名 印」を「氏名」に改める。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に、「氏名 印」を「氏名」に改める。

様式第10号および様式第12号中「（あて先）主宰者 職名 氏名」を「（宛先）主宰者 職名 氏名」に改める。

様式第14号中「（あて先）主宰者 職名 氏名」を「（市長等の職名および氏名）」に改める。

「（宛先）主宰者 職名 氏名」に、「氏名 印」を「氏名」に改める。

「（宛先）主宰者 職名 氏名」に、「氏名 印」を「氏名」に改める。

様式第18号および様式第19号中「あて先」を「宛先」に、「氏名 印」を「氏名」に改める。

（秋田市市税条例施行規則の一部改正）

第7条 秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「本人の自署押印」を「委任者である本人が、個人の場合にあっては本人の自署のあるものに、法人の場合にあっては当該法人の印鑑の押印」に改める。

（秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成12年秋田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の（表面）、様式第2号の（表面）、様式第3号の（表面）、様式第8号および様式第10号から様式第12号まで

の規定中「氏名 印」を「氏名」に改める。

(秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部改正)

第9条 秋田市墓地、埋葬等に関する規則(平成12年秋田市規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「氏名 印」を「氏名」に改める。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、「氏名 印」を「氏名」に改める。死亡者との続柄「氏名」を「氏名」に、「氏名 印」を「氏名」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「あて先」を「宛先」に、「氏名 印」を「氏名」に改める。

様式第7号から様式第9号までの規定中「管理者氏名 印」を「管理者氏名」に改める。

(秋田市議会議政務活動費の交付に関する規則の一部改正)

第10条 秋田市議会議政務活動費の交付に関する規則(平成13年秋田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第2号中「代表者名 印」を「代表者名」に改める。

別記様式第3号中「届出者 印」を「届出者」に改める。

別記様式第6号および別記様式第7号中「代表者名 印」を「代表者名」に改める。

(秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年秋田市規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「代表者氏名 印」を「代表者氏名」に改める。

(秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則(平成19年秋田市規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第1号および様式第3号中「印」を削る。

(秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成24年秋田市規則第64号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までおよび様式第7号中「氏名(名称および代表者氏名) 印」を「氏名(名称および代表者氏名)」に改める。

(秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例施行規則(平成29年秋田市規則第5号)の一部を次のよ

うに改正する。

様式第5号中「氏名 印」を「氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現にある第9条の規定による改正前の秋田市墓地、埋葬等に関する規則に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公平委規則

秋田市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則および秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第1号

秋田市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則および秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

(秋田市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第1条 秋田市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和26年秋田市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の各号に」を「次に」に、「記載し措置の要求をしようとする職員が署名押印して」を「記載して」に改める。

(秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第2条 秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和45年秋田市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「の各号」を削り、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第9条第13項中「つど」を「都度」に、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第17条第4項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年秋田市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項本庁機関の項中「部長」を「部長 本

部長」に、「次長」を「次長 副本部長」に改め、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

「工事検査室
室長 参事 副参事」を

「工事検査室
室長 参事 副参事」に、
「まちづくり戦略室
室長 参事」

「秋田市民交流プラザ管理室
プラザ管理室長 副参事」を

「秋田市民交流プラザ管理室
プラザ管理室長」に、

「赤れんが郷土館
事務長 副参事」を
「民俗芸能伝承館
事務長 副参事」
「佐竹史料館
事務長 副参事」

「赤れんが郷土館
事務長」に、
「民俗芸能伝承館
事務長」
「佐竹史料館
事務長 参事 副参事」

「市民サービスセンター
協働・分権統括監 所長 副所長 担当
課長 参事 副参事」を
「市民相談センター
所長 所長補佐 副参事」

「市民サービスセンター
協働・分権統括監 所長 副所長 担当
課長 副参事」に、
「市民相談センター
所長 所長補佐」

「新型コロナウイルス対策室
室長 参事 副参事」を

「新型コロナウイルス対策室
室長 副参事」に、

「保育所
川添保育所長」を

「保育所
寺内保育所長」に、

「中央卸売市場
市場長 室長」を

「中央卸売市場
市場長 室長 室長補佐」に改め、

同表の備考の1中「規則に」を「規則および秋田市推進本部規則（令和3年秋田市規則第13号）に」に改め、「第7条」の次に「ならびに秋田市推進本部規則第1条」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第163号

令和3年5月11日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加する。

令和3年5月7日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 秋田市議会委員会条例の一部を改正する件
- 2 令和3年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件

秋田市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年5月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
仁別町内会
- 2 認可年月日
平成20年1月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 三 浦 秀 美
秋田市仁別字中島2番地
変更後 大 嶋 博 隆
秋田市仁別字堂ノ下15番地
- 4 変更年月日
令和3年4月25日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種類別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道 (80019)	旧	小水沢1 号線	秋田市仁別字 小水沢82番7 地先 秋田市仁別字 馬目沢85番16 地先	1,144.50	5.80 ～ 24.00
	新	小水沢1 号線	秋田市仁別字 小水沢82番7 地先 秋田市仁別字 小水沢8番地 先	1,393.20	5.80 ～ 10.50

- 2 区域変更および供用開始の期日
令和3年5月10日
- 3 縦覧期間
令和3年5月10日から同月27日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第166号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
沖村自治会
- 2 認可年月日
平成14年5月29日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 鈴木 秀 春
秋田市雄和田草川字沖村121番地
変更後 堀 井 克 彦
秋田市雄和田草川字沖村129番地
- 4 変更年月日
令和3年3月7日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
茨島あけぼの町内会
- 2 認可年月日
平成18年5月8日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 齊 藤 誠
秋田市茨島四丁目9番6号
変更後 池 端 強 志
秋田市茨島六丁目5番36号
- 4 変更年月日
令和3年4月28日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
肝煎町南部町内会
- 2 認可年月日
平成14年12月16日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 菅 野 茂
秋田市川尻上野町7番25号
変更後 吉 田 正 弘
秋田市川尻上野町7番3号
- 4 変更年月日
令和3年4月1日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第170号

令和3年5月11日の「令和3年5月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年5月13日

秋田市長 穂 積 志

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,734千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,886,008千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 26,111,697	千円 32,867	千円 26,144,564
	2 国庫補助金	5,892,877	32,867	5,925,744
17 県支出金		11,352,564	32,867	11,385,431
	2 県補助金	4,245,521	32,867	4,278,388
歳 入 合 計		140,820,274	65,734	140,886,008

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 11,528,743	千円 65,734	千円 11,594,477
	2 保健所費	3,491,329	65,734	3,557,063
歳 出 合 計		140,820,274	65,734	140,886,008

秋田市告示第171号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

国民健康保険税督促状

- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和3年5月14日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
産業企画課	産業企画課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設および園芸振興センター内の6次産業化加工研修室の使用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務

秋田市告示第173号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成30年度、令和元年度および令和2年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第174号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり
 2 送達する書類
 令和3年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和3年5月19日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
11	ほどの矯正デンタルケアクリニック	秋田市保戸野千代田町2番58号 きらやか銀行2階	医療法人社団宝樹会 理事長 佐藤弘樹	令和3年4月30日

秋田市告示第176号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年5月19日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
 - 放置されていた場所および台数
 - 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
 - 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
 - 撤去し、保管した年月日
令和3年4月1日から同月29日まで
 - 返還を行う時間および場所
 - 時間 午前10時から午後7時まで
 - 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
 - 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和3年5月19日から同年11月19日まで
- 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号
 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年5月19日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
藤倉町内会
- 認可年月日
平成22年5月18日
- 変更があった事項およびその内容
 - 主たる事務所
 - 変更前 秋田市山内字藤倉145番地1
 - 変更後 秋田市山内字藤倉189番地1
 - 代表者の氏名および住所
 - 変更前 佐藤 銀太郎
秋田市山内字藤倉188番地
 - 変更後 佐藤 義 彰
秋田市山内字藤倉189番地1
- 変更年月日
令和3年4月24日
- 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年5月24日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
丸木橋町内会
- 認可年月日
平成14年11月13日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
 - 変更前 小 澤 一 正
秋田市山内字丸木橋120番地3
 - 変更後 杉 崎 幸 雄
秋田市山内字丸木橋97番地3
- 変更年月日
令和3年5月2日
- 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第179号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月26日

秋田市長 穂 積 志

- 受託者の所在地および氏名
秋田市川尻若葉町1番5号
一般社団法人 秋田県計量協会

会長 森 洋

2 委託契約期間

令和3年6月1日から同年12月28日まで

秋田市告示第180号

令和3年6月3日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
令和3年5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第181号

次の交付要求通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。
なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

1 検査対象区域、期日、時間および場所

検査対象区域	検査期日	検査時間	検査場所
泉	令和3年7月6日	午前9時30分から正午まで	秋田市川尻若葉町1番5号 一般社団法人 秋田県計量協会
保戸野		午後1時から午後3時30分まで	
東通・横森・桜	令和3年7月7日	午前9時30分から正午まで	
千秋・手形		午後1時から午後3時30分まで	
山王・旭北	令和3年7月8日	午前9時30分から正午まで	
大町		午後1時から午後3時30分まで	
川尻・川元	令和3年7月9日	午前9時30分から正午まで	
八橋		午後1時から午後3時30分まで	
牛島・卸町	令和3年7月12日	午前9時30分から正午まで	
檜山・南通		午後1時から午後3時30分まで	
中通・高陽	令和3年7月15日	午前9時30分から午後3時30分まで	
旭南	令和3年7月16日	午前9時30分から正午まで	
茨島		午後1時から午後3時30分まで	

- 2 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。
- 3 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和3年8月1日から同年9月30日までとする。
- 4 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 5 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

教 委 告 示

秋田市教委告示第9号

令和3年5月27日午後3時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年5月25日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

職員の人事について承認を求める件

令和3年5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
対象者 昭栄木材株式会社
住 所 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字長根沢下川原4番地の1
- 2 送達する書類
交付要求通知書 1通

秋田市告示第182号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和3年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和3年5月27日

秋田市長 穂 積 志

農 委 告 示

秋田市農委告示第5号

令和3年5月17日午後2時雄和市民サービスセンター洋室3・4に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年5月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋
案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和3年度第2号）に関する件
- 4 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

令和3年5月31日

秋田市監査委員 島 崎 正 実
秋田市監査委員 高 井 宏 司
秋田市監査委員 工 藤 新 一
秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
須 賀 豊 彦
千葉県松戸市下矢切350番地の12
渡 邊 雅 章
宮城県名取市杜せきのした二丁目1番地の1 909号
守 泉 誠
東京都世田谷区成城八丁目15番7号 成城キャッスルI-107
鈴 木 崇 大
青森県弘前市大字城南五丁目3番地21
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和3年5月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
株式会社アースアンドウォーター秋田営業所	山 中 正 美	秋田市泉南一丁目12番26号 泉南事務所102	令和3年4月21日

秋田市上下水道局告示第9号

次の督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項の規定によりその例によることとされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、上下水道局お客様センターに保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年5月14日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
住所
秋田市下新城野字街道端西241番地184 フェアステージ新城103号
氏名
佐 藤 勇 雅
- 2 送達する書類
下水道使用料督促状（令和3年2月分）

公 告

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

令和3年5月7日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名 称 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

イ 住 所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 ピックビル

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 フレスポ御所野

イ 所在地 秋田市御所野元町一丁目1番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 ピックビル

変更後 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 ピックビル

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および代表者氏名の変更

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

令和3年4月1日

(5) 変更理由

設置者の代表者氏名の変更ならびに小売業を行う者の名称および代表者氏名の変更

2 届出年月日

令和3年4月26日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和3年5月7日から同年9月7日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和3年5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名称 大和リース株式会社
代表取締役 北 哲 弥
住 所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 ビッ
ピビル

イ 名称 イオン東北株式会社
代表取締役社長 辻 雅 信
住 所 秋田市土崎港北一丁目6番25号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名称 フレスポ土崎・マックスバリュ港北店
イ 所在地 秋田市土崎港北七丁目161番2 外33筆

- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 大和リース株式会社
代表取締役 森 田 俊 作
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 ビッ
ピビル

マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 佐々木 智佳子
秋田市土崎港北一丁目6番25号

変更後 大和リース株式会社
代表取締役 北 哲 弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 ビッ
ピビル

イオン東北株式会社
代表取締役社長 辻 雅 信
秋田市土崎港北一丁目6番25号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および代表者氏名の変更
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

- (4) 変更年月日
令和3年4月1日

- (5) 変更理由
設置者の代表者氏名および名称の変更ならびに小売業を行う者の名称および代表者氏名の変更

2 届出年月日

令和3年5月10日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- (2) 縦覧期間

令和3年5月14日から同年9月14日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

- 4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和3年5月20日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および所在地

ア 名称 イオンモール株式会社
代表取締役 岩 村 康 次
イ 住 所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名称 イオンモール秋田
イ 所在地 秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号

- (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

- (4) 変更年月日

令和3年5月1日

- (5) 変更理由

リニューアルによるテナント入替えのため

2 届出年月日

令和3年5月12日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- (2) 縦覧期間

令和3年5月20日から同年9月21日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

- 4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項

の規定により、農用地利用集積計画（令和3年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和3年5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所
 - ア 名 称 NTT・TCリース株式会社
代表取締役 成瀬 明 弘
住 所 東京都港区港南一丁目2番70号
 - イ 名 称 大和情報サービス株式会社
代表取締役 伊藤 光 博
住 所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 - (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
 - ア 名 称 秋田外旭川複合店舗
 - イ 所在地 秋田市外旭川字大谷地29番1 他22筆
 - (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) 秋田外旭川複合店舗
変更後 秋田外旭川複合店舗
 - イ 設置者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
変更前 NTT・TCリース株式会社
代表取締役 成瀬 明 弘
東京都港区南港一丁目2番70号
大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤田 勝 幸
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
変更後 NTT・TCリース株式会社
代表取締役 成瀬 明 弘
東京都港区港南一丁目2番70号
大和情報サービス株式会社
代表取締役 伊藤 光 博
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

- (4) 変更年月日
 - ア 令和3年5月10日
 - イ 令和3年4月1日
 - ウ 令和2年8月21日
- (5) 変更理由
 - ア 店舗の名称に変更が生じたため
 - イ 設置者の代表者の氏名に変更が生じたため
 - ウ 小売業者に変更が生じたため
- 2 届出年月日
令和3年5月24日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
 - (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
 - (2) 縦覧期間
令和3年5月27日から同年9月27日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

選 管 公 告

秋市選管公告

令和2年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

令和3年5月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

令和2年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	令和2年5月12、13、14日
申出者の氏名	株式会社フィデア情報総研 代表取締役 伊藤 兵一
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王三丁目4-23
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

2

閲覧の年月日	令和2年6月29日
申出者の氏名	株式会社あきぎんりサーチ&コンサルティング 代表取締役社長 石川 聡
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王三丁目2-1

ては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

3

閲覧の年月日	令和2年7月6、10日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第11投票区の選挙人名簿登録者

4

閲覧の年月日	令和2年7月20、21日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9～11投票区の選挙人名簿登録者

5

閲覧の年月日	令和2年8月4日
申出者の氏名	秋田県生活環境部環境管理課 課長 古井 正隆
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王四丁目1-1
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

6

閲覧の年月日	令和2年8月19日
申出者の氏名	株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 福本 敏彦
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第56投票区の選挙人名簿登録者

7

閲覧の年月日	令和2年8月27日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦

申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5-15-8
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第75、89投票区の選挙人名簿登録者

8

閲覧の年月日	令和2年9月2日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社 社長 水谷 亨
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第8、11、17、33、38、55、78投票区の選挙人名簿登録者

9

閲覧の年月日	令和2年10月15日
申出者の氏名	朝日新聞東京本社 世論調査部長 宮崎 太介
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区築地5-3-2
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第10、86投票区の選挙人名簿登録者

10

閲覧の年月日	令和2年11月5、12日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第30～32、86投票区の選挙人名簿登録者

11

閲覧の年月日	令和2年11月10日
申出者の氏名	読売新聞東京本社編集局世論調査部 世論調査部長 湯本 浩司
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第7投票区の選挙人名簿登録者

12

閲覧の年月日	令和2年11月12、19日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第30～32、86投票区の選挙人名簿登録者

13

閲覧の年月日	令和3年2月25日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5-15-8
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第75、89投票区の選挙人名簿登録者

14

閲覧の年月日	令和3年3月3日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第30投票区の選挙人名簿登録者

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和3年5月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男
賦課対象区域

下新城長岡字毛無谷地、飯島字中野、飯島字平右衛門田尻、土崎港北四丁目、土崎港北三丁目、八橋田五郎一丁目、手形田中、手形字扇田、広面字谷内佐渡、牛島東七丁目、浜田字後谷地、浜田字元中村、下浜長浜字荒郷屋、下浜羽川字下浜、下浜長浜字荒郷屋、下浜羽川字下野、河辺大張野字水口沢、河辺和田字坂本北、河辺和田字上石川、河辺諸井字大部、河辺和田字下夕川原、河辺和田字和田および太平中関字平形（別添図面（省略）に表示された施工箇所を面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

